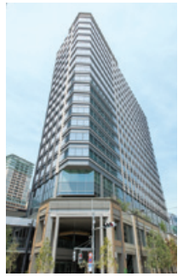
第45回定時株主総会 会場のご案内

【会　場】大崎ブライトコア 3階「大崎ブライトコアホール」
東京都品川区北品川5丁目5番15号

【交　通】JR 山手線・JR 埼京線・JR 湘南新宿ライン・りんかい線
「大崎駅」新東口（南改札）　徒歩約5分





※会場周辺の混雑が予想されますので、余裕を持ってお越しください。

1 南改札口を出て左手、新東口へ
南改札Ⓐを出て左手、新東口Ⓑ方面へとお進みください。

2 1階に降りてください
正面に見えるエレベーターⒸ、または左奥に設置されたエスカレーターⒹで1階に降りてください。



※エレベーターⒸをご利用の際は、1階に降りたらUターンしてください。

3 小関橋を渡りさらに直進してください
1階に降り、そのまま直進すると川が見えてきます。
小関橋を渡り、さらに直進してください。

4 セブンイレブンが1階に入ったビルの3階になります
直進するとスターバックスコーヒーが左手に見えてきます。
小関橋交差点を渡り、セブンイレブンが1階に入ったビルの3階が「大崎ブライトコアホール」です。

NAVITIME
出発地から株主総会会場までスマホがご案内します。
スマートフォンでQRコードを読み取りください。

株主総会当日はお土産をご用意しておりますが、ご提出の議決権行使書の枚数にかかわらず、ご来場の株主様お一人につき1つとさせていただきます。

PRO-WE PROJECT-With the Earth
この冊子の印刷・製本に係るCO₂はPROJECT- With the Earth を通じてオフセット（相殺）しています。
VEGETABLE OIL INK
FSC www.fsc.org ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080

JPX 東証一部上場
（証券コード：2335）

CUBE SYSTEM
株式会社キューブシステム

第45回定時株主総会
招集ご通知

開催情報

■日時
平成29年6月28日（水曜日）
開会　午前10時（午前9時受付開始）

■場所
東京都品川区北品川5丁目5番15号
大崎ブライトコア 3階
「大崎ブライトコアホール」

■決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役7名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 当社取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件



CONTENTS

招集ご通知 …… 5
議決権行使のご案内 …… 7
株主総会参考書類 …… 9
事業報告 …… 21
計算書類 …… 43
監査報告 …… 47

株主総会当日はお土産をご用意しておりますが、ご提出の議決権行使書の枚数にかかわらず、ご来場の株主様お一人につき1つとさせていただきます。

ご出席の際は、裏表紙のご案内をご確認いただき、ご来場ください。

招集ご通知がスマホでも！
パソコン・スマートフォンからでも招集ご通知がご覧いただけます。
http://p.sokai.jp/2335/

中長期経営ビジョンのもと、高付加価値なサービスの提供と企業価値向上を実現してまいります



皆様には、平素より株式会社キューブシステムをお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当社は1972年に創立以来、高度・多様化する顧客のIT化ニーズに柔軟に対応し、最適なシステムソリューション・サービスのご提供に努めてまいりました。

近年は、中長期経営ビジョンのもと、当社の強みである、金融業・流通業・システム基盤の分野を中心とした高度な業務ノウハウや技術力をさらに強化し、事業規模の拡大を図ってまいりました。

また、各プロジェクトにおける品質および生産性の向上施策を実行し、収益性の確保にも注力しております。

今後も、常に高い信頼を得る顧客の“ベストパートナー”を目指し、高付加価値なサービスの提供と企業競争力の強化を図ってまいります。

当社グループは、あらゆるステークホルダーに対する責任を意識し、皆様方のご期待にお応えするよう企業価値の向上に努める所存です。

皆様におかれましては、より一層のご理解とご支援を賜りますよう何卒お願い申しあげます。

代表取締役 社長　崎山　收

キューブシステムグループ中長期経営ビジョン「VISION 2020」

CUBE SYSTEM VISION 2020

当社グループは経営理念・基本方針のもと、
2012年度を初年度とする2020年度までの
「中長期経営ビジョン≪VISION 2020≫」を 策定し、
その実現に向けて各施策に取り組んでおります。

VISION 2020

キューブシステムグループは

- 顧客からベストパートナーと評価される企業を目指します
- 社員と会社がともに成長し、喜び・豊かさを分かち合える企業風土の醸成を目指します

VISION 2020の実現に向けた３つのステップ

2012年度から2014年度までの1st STEPでは、強みの強化として「流通業・金融業向けサービス」「エンハンス※サービス」「システム基盤構築サービス」を徹底的に強化してまいりました。

2015年度から2017年度までの2nd STEPでは、1st STEPで強化した強みを活かし、既存のコアビジネスにおける規模拡大と、新規顧客開拓も含めたビジネスモデルの改革・新規事業の創発に取り組んでおります。今後も継続的に生産性・収益性を高め、業界トップクラスのパフォーマンスを実現してまいります。

そして、2018年度から2020年度までの3rd STEPでは、国内、海外、新規の３つを柱とした事業展開を確実に進め、SI・サービス提供型ビジネスの拡大を図るとともに、新たなサービスメニューの創出/サービスビジネスの展開を通じて顧客ビジネスの発展に貢献し、顧客価値の最大化を図ってまいります。



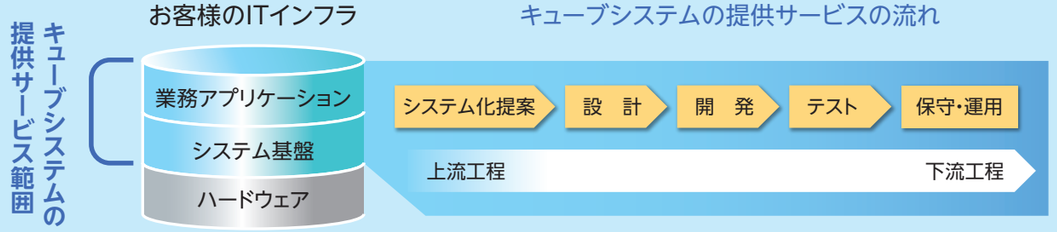
※ エンハンス(Enhancement)とは、稼働中のシステムに手を加えることで、性能や品質の強化・向上を図ったり、新たな機能の追加・拡張を行ったりすることを指しております。

VISION 2020　目標値

≪VISION 2020≫の3rd STEPの最終年度にあたる2020年度の計数目標といたしましては、売上高200億円、営業利益率10%、ROE13%を目指してまいります。

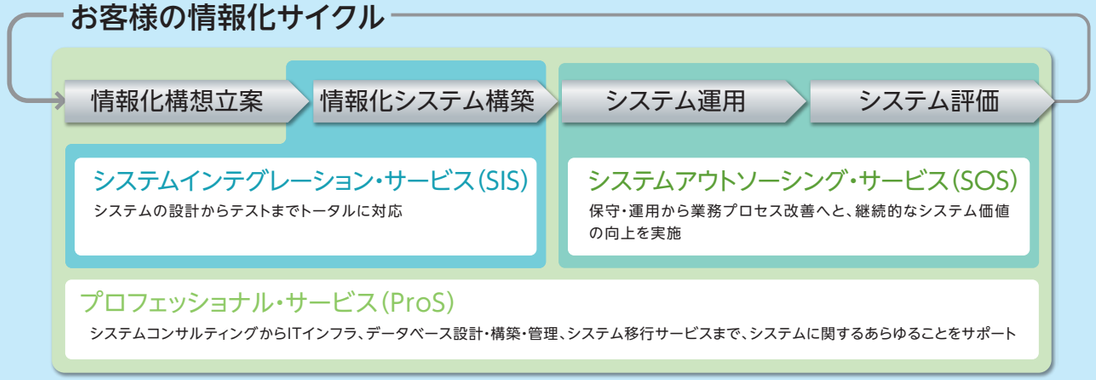
キューブシステムが提供するサービス

お客様のビジネスを拡大・効率化するための業務アプリケーションシステムや、それを支えるシステム基盤について、ソリューション・サービスをご提供しております。



システム化のご提案から開発、保守・運用まですべてをサポート

当社がご提供するシステムソリューション・サービスは、お客様の情報化サイクルに応じて、「システムインテグレーション・サービス」「システムアウトソーシング・サービス」「プロフェッショナル・サービス」の3つのサービス・ラインで構成されています。



社名の意味

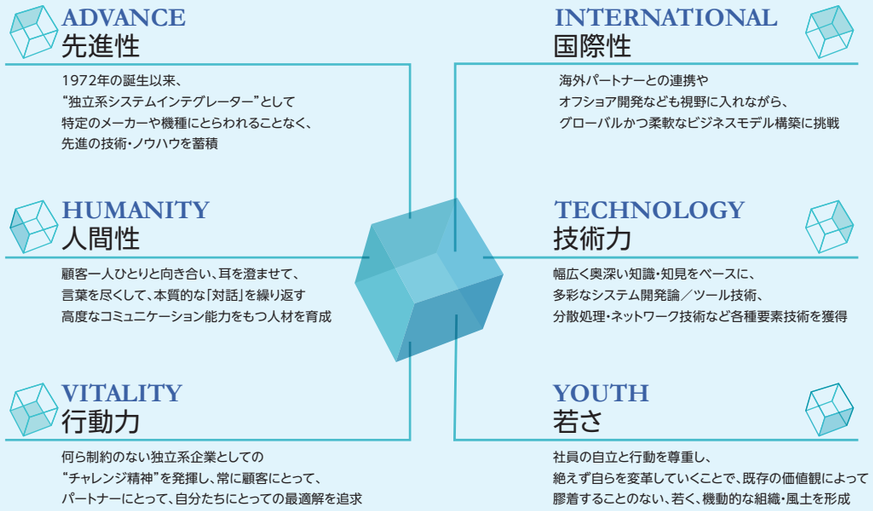
CUBE SYSTEM という社名は、

Customer ＝「顧客第一」をモットーに
Brain ＝高度な「知力・知見」を発揮して
Emotional mind ＝感動をもたらすソリューションを

の頭文字から名付けられました。

そして、もう一つ、この社名には「自らもCUBE（正六面体）のような“多面性”を発揮しながら、成長していきたい」という私たちの願いが込められています。

キューブシステムの“多面性”とは



証券コード 2335
平成29年6月7日

株　主　各　位

東京都品川区大崎二丁目11番1号
株式会社キューブシステム
代表取締役 社長 **﨑　山　　收**

第45回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第45回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月27日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）より議決権をご行使いただきますようお願い申しあげます。

敬　具

議決権行使について詳しくは P7-8をご参照ください。

記

1　日　　時　平成29年6月28日（水曜日）午前10時（午前9時受付開始）

2　場　　所　東京都品川区北品川5丁目5番15号
大崎ブライトコア 3階「大崎ブライトコアホール」

3　目的事項

報告事項
1. 第45期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第45期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第1号議案　剰余金処分の件
第2号議案　定款一部変更の件
第3号議案　取締役7名選任の件
第4号議案　監査役1名選任の件
第5号議案　当社取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4　招集にあたっての決定事項
(1) 議決権行使書面とインターネットで重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使内容を有効とさせていただきます。
(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いさせていただきます。

以　上

インターネットによる開示について

- 第45回定時株主総会招集ご通知提供書面のうち、「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.cubesystem.co.jp/jp/ir/soukai.html）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。
- 第45回定時株主総会招集ご通知提供書面に含まれる連結計算書類および計算書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.cubesystem.co.jp/）に掲載させていただきます。

IR・財務情報　http://www.cubesystem.co.jp/jp/ir/

(ご参考)

議決権行使のご案内

株主総会参考書類(P9－20)をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申しあげます。

議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

A 株主総会への出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、第45回定時株主総会招集ご通知(本書)をご持参ください。

B 書面による議決権行使



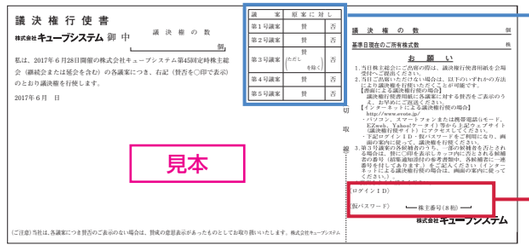
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成29年6月27日(火曜日)午後5時30分までに到着するようご返送ください。
詳しくは、下記をご覧ください。

C インターネットによる議決権行使



当社の指定する議決権行使サイト(http://www.evote.jp/)にアクセスしていただき、平成29年6月27日(火曜日)午後5時30分までにご行使ください。
詳しくは、右記をご覧ください。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



→ こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1号議案・第2号議案・第4号議案・第5号議案

- ●賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- ●否認する場合 → 「否」の欄に○印

第3号議案

- ●全員賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- ●全員否認する場合 → 「否」の欄に○印
- ●一部の候補者を否認する場合 → 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

→ インターネットによる議決権行使に必要となる、ログインIDと仮パスワードが記載されています。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえご行使いただきますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合は、郵送(議決権行使書)またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1 議決権行使サイトについて

- インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト(http://www.evote.jp/)にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)。
- パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用いただけない場合もございます。
- 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、暗号化通信(SSL通信)および携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりません。
- インターネットによる議決権行使は、平成29年6月27日(火曜日)の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めにご行使いただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2 議決権行使方法について

- 議決権行使サイト(http://www.evote.jp/)において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- 株主様以外の第三者による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3 複数回、議決権行使をされた場合の取り扱い

- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)
電話番号:0120-173-027
(受付時間　9:00～21:00、通話料無料)

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 ｜ 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当事業年度の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

1 配当財産の種類

金銭

2 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

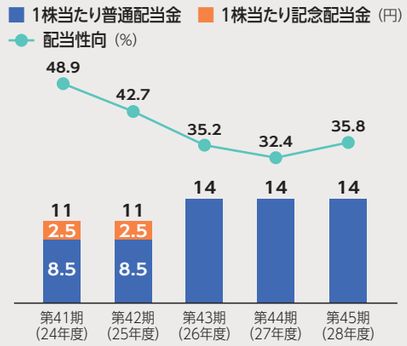
当社普通株式…… 1株につき 金14円

配当総額…… 199,414,348円

3 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月29日

（ご参考） 配当の推移



(注) 平成26年10月1日付で1株につき2株の株式分割を行っておりますが、平成24年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、各期の1株当たりの配当金を算定しております。

第2号議案 ｜ 定款一部変更の件

1．変更の理由

取締役の経営責任を明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に変更することとし、現行定款第24条（取締役の任期）につき所要の変更を行うものであります。

上記の取締役任期短縮に伴い、機動的な資本政策および配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことを可能とするため変更案第49条および第50条を新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第6条ならびに第50条および第51条を削除するものであります。また、条文の新設および削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

2．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。 （下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第6条（自己株式の取得） 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。	（削除）
第7条～第23条（条文省略）	第6条～第22条（現行どおり）
第24条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2．増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。	第23条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
	（削除）
第25条～第49条（条文省略）	第24条～第48条（現行どおり）
（新設）	第49条（剰余金の配当等の決定機関） 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

現行定款	変更案
（新設）	第50条（剰余金の配当の基準日） 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2．当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 3．前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
第50条（期末配当金） 当会社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。	（削除）
第51条（中間配当金） 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。	（削除）
第52条（条文省略）	第51条（現行どおり）

第3号議案 ｜ 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（7名）は任期満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	年　齢	当社における地位	候補者属性	取締役会出席回数
1	崎山（さきやま） 收（おさむ）	（満66歳）	代表取締役 社長	再任	17／17回
2	内田（うちだ） 敏雄（としお）	（満63歳）	取締役 副社長	再任	17／17回
3	栃澤（とちざわ） 正樹（まさき）	（満64歳）	取締役 専務執行役員	再任	17／17回
4	山岡（やまおか） 一裕（かずひろ）	（満48歳）	取締役 常務執行役員	再任	17／17回
5	飯田賢一郎（いいだけんいちろう）	（満44歳）	取締役 常務執行役員	再任	17／17回
6	関端（せきばた） 広輝（ひろき）	（満46歳）	社外取締役	再任 独立 社外	17／17回
7	椎野（しいの） 孝雄（たかお）	（満62歳）	社外取締役	再任 独立 社外	17／17回

（注）各候補者の年齢、当社における地位は本総会時のものであります。

再任 再任取締役候補者　社外 社外取締役候補者　独立 証券取引所届出独立役員候補者

候補者番号 1



再任

崎山（さきやま） 收（おさむ）

満66歳（昭和25年7月16日生）

取締役在任年数（本総会終結時） 41年

取締役会出席回数 17／17回

略歴、地位および担当　代表取締役 社長

昭和47年 7 月	当社設立
昭和50年10月	当社取締役
平成 元 年 5 月	当社代表取締役社長
平成27年 6 月	当社代表取締役　社長（現任）

取締役候補者の選任理由

昭和47年７月の当社創業以来、長年にわたり当社グループの経営を指揮し、ビジネスモデルの確立による収益基盤の強化、継続的な事業成長のための経営革新など、常に先進性を求め、技術と創造力を両輪に成長を牽引してまいりました。また、中長期経営ビジョン「VISION2020」実現に向け、強力なリーダーシップを発揮し、経営改革を確実に推し進めております。
以上のことから、引き続き取締役として適任と判断し、候補者といたしました。

重要な兼職の状況

なし

所有する当社株式の数

1,655,740株

候補者番号 2



再任

内田（うちだ） 敏雄（としお）

満63歳（昭和28年11月24日生）

取締役在任年数（本総会終結時） 29年

取締役会出席回数 17／17回

略歴、地位および担当　取締役 副社長　統合リスク管理担当

昭和50年 4 月	当社入社
昭和63年 6 月	当社取締役
平成 7 年 6 月	当社常務取締役
平成14年 6 月	当社専務取締役
平成27年 6 月	当社取締役　副社長（現任）

取締役候補者の選任理由

昭和63年６月の当社取締役就任以来、長年にわたり当社グループの経営を担い、管理部門全体の統括として経営管理、財務に係る戦略を推進し強靭な財務体質の構築、事業の成長を牽引してまいりました。また、中長期経営ビジョン「VISION2020」実現に向け、統合的なリスク管理を務め、持続的な成長に貢献しております。
以上のことから、引き続き取締役として適任と判断し、候補者といたしました。

重要な兼職の状況

なし

所有する当社株式の数

403,480株

候補者番号 3



再任

栃澤（とちざわ） 正樹（まさき）

満64歳（昭和28年1月14日生）

取締役在任年数（本総会終結時） 9年

取締役会出席回数 17／17回

略歴、地位および担当　取締役 専務執行役員　特定顧客担当

昭和50年 4 月	野村コンピュータシステム株式会社（現株式会社野村総合研究所）入社	平成24年6月	当社常務取締役
		平成27年6月	当社取締役　専務執行役員（現任）
平成18年 4 月	同社執行役員関西支社長		
平成20年 4 月	当社執行役員		
平成20年 6 月	当社取締役		

取締役候補者の選任理由

コンサルティングファーム、システムインテグレータでの経験を経て、平成20年に当社取締役に就任以来、システムソリューション・サービス事業における特定顧客との関係性を強化・推進し、事業の成長に貢献しております。
以上のことから、引き続き取締役として適任と判断し、候補者といたしました。

重要な兼職の状況

なし

所有する当社株式の数

16,500株

候補者番号 4



再任

山岡（やまおか） 一裕（かずひろ）

満48歳（昭和44年4月19日生）

取締役在任年数（本総会終結時） 5年

取締役会出席回数 17／17回

略歴、地位および担当　取締役 常務執行役員　V2020推進担当、管理部門担当

平成 7 年 4 月	当社入社
平成19年10月	当社執行役員
平成24年 6 月	当社取締役
平成27年 6 月	当社取締役　常務執行役員（現任）

取締役候補者の選任理由

当社入社以来、システムソリューション事業に携わり、平成27年より常務執行役員として、本社管理部門を統括し、中長期経営ビジョン「VISION2020」実現に向け大きく貢献しております。
以上のことから、引き続き取締役として適任と判断し、候補者といたしました。

重要な兼職の状況

なし

所有する当社株式の数

54,160株

候補者番号 5



再任

いいだ　けんいちろう
飯田　賢一郎

満44歳(昭和47年10月2日生)

取締役在任年数(本総会終結時) 5年

取締役会出席回数 17／17回

略歴、地位および担当　**取締役 常務執行役員　V2020推進担当、営業部門担当**

平成 7 年 4 月	当社入社
平成18年 4 月	当社執行役員
平成24年 6 月	当社取締役
平成27年 6 月	当社取締役　常務執行役員(現任)

取締役候補者の選任理由

当社入社以来、システムソリューション事業に携わり、平成27年より常務執行役員として、本社営業部門を統括し、中長期経営ビジョン「VISION2020」実現に向け大きく貢献しております。
以上のことから、引き続き取締役として適任と判断し、候補者といたしました。

重要な兼職の状況

CUBE SYSTEM VIETNAM CO., LTD.
Vice President

所有する当社株式の数

61,360株

候補者番号 6



再任　独立

社外

せきばた　ひろき
関端　広輝

満46歳(昭和45年10月25日生)

取締役在任年数(本総会終結時) 3年

取締役会出席回数 17／17回

略歴、地位および担当　**社外取締役**

平成10年 4 月	弁護士登録(東京弁護士会)新東京法律事務所に入所	平成26年 6 月	当社取締役(現任)
平成18年 7 月	同事務所　パートナー	平成27年 4 月	アンダーソン・毛利・友常法律事務所に入所
平成19年10月	ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所(外国法共同事業)に入所		同事務所　パートナー(現任)
	同事務所　パートナー		

社外取締役候補者の選任理由

関端広輝氏は、弁護士として企業の法務やコーポレートガバナンスに関する幅広い知見を有し、当社の取締役会においても、適切かつ有益な助言・提言を行っております。また、同氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由ならびに今後も客観的立場から当社の経営を監督し、ガバナンス体制の強化に寄与していただけると判断したため、社外取締役候補者といたしました。

重要な兼職の状況

アンダーソン・毛利・友常法律事務所　パートナー

所有する当社株式の数

－株

候補者番号 7



再任　独立

社外

しいの　たかお
椎野　孝雄

満62歳(昭和29年9月17日生)

取締役在任年数(本総会終結時) 2年

取締役会出席回数 17／17回

略歴、地位および担当　**社外取締役**

昭和54年 4 月	株式会社野村総合研究所入社	平成21年 4 月	日本データセンター協会理事
平成12年 6 月	同社取締役	平成22年 7 月	ザ・グリーン・グリッド日本リエゾン委員会　委員長
平成14年 4 月	同社取締役　常務執行役員 流通・社会ソリューション部門長	平成24年 4 月	公益財団法人野村マネジメント・スクール学長
平成19年 4 月	同社理事		
平成19年 5 月	一般社団法人情報サービス産業協会常任理事	平成24年 6 月	同法人専務理事
		平成27年 6 月	当社取締役(現任)

社外取締役候補者の選任理由

椎野孝雄氏は、長年にわたる企業経営および情報産業に関する豊富な経験、知見を有し、当社取締役会においても、適切かつ有益な助言・提言を行っております。今後も客観的立場から当社の経営を監督し、ガバナンス体制の強化に寄与していただけると判断したため、社外取締役候補者といたしました。

重要な兼職の状況

なし

所有する当社株式の数

－株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 関端広輝氏および椎野孝雄氏は、社外取締役候補者であります。
3. 関端広輝氏および椎野孝雄氏は、当社と会社法第427条第1項および定款の規定に基づく損害賠償責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項第1号ハおよび第2号に定める最低責任限度額としております。再任が承認された場合、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、関端広輝氏および椎野孝雄氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本定時株主総会における選任後、再度独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 ｜ 監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役小泉滋氏が任期満了となりますので、新たに監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。



新任　独立

社外

中井　淳夫（なかい　あつお）

満60歳（昭和32年2月14日生）

監査役在任年数（本総会終結時）　－年

取締役会出席回数	—
監査役会出席回数	—

略歴および地位

昭和56年 4 月	三菱商事株式会社入社
平成 3 年10月	三菱商事(香港)有限公司　財務経理部部長代行
平成16年11月	三菱商事フィナンシャルサービス株式会社　管理部長
平成21年 7 月	三菱自動車販売(中国)有限公司副社長兼CFO
平成25年 2 月	三菱商事ファッション株式会社取締役専務執行役員兼管理本部長
平成28年11月	株式会社エム・シー・コミュニケーションズ　総務経理部長

社外監査役候補者の選任理由

中井淳夫氏は、長年にわたる財務統制および経営管理に関する豊富な経験、知見を有し、今後も客観的立場から当社の経営を監督し、ガバナンス体制の強化に寄与していただけると判断したため、社外監査役候補者といたしました。

重要な兼職の状況

なし

所有する当社株式の数

－株

(注) 1. 中井淳夫氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 同氏は、社外監査役候補者であります。

3. 同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしているため、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第5号議案 ｜ 当社取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成13年6月28日開催の第29回定時株主総会において、年額500百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に当社の中期経営計画の達成に向けたインセンティブを強化するとともに、今後の当社を牽引する人材に対し、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権(以下「金銭報酬債権」という。)とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額6千万円以内といたします。ただし、当該報酬額は、原則として、当社の中長期経営ビジョン(以下、「V2020」といいます。)が目標とするSTEP毎の業績達成に向けたインセンティブとして、各STEPの初年度に、当該STEPが対象とする3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給することを想定しております。V2020は、2012年度を初年度とし、2020年度までの期間を3つのSTEPに分けた中長期経営ビジョンであり、各STEPはそれぞれ3事業年度で構成されます。したがって、上記報酬額は、実質的には1事業年度2千万円以内での支給に相当すると考えております。各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定いたします。なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

現在の取締役は7名(うち、社外取締役2名)でありますが、第2号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は7名(うち、社外取締役2名)となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年105,000株(ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当を含む。)または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。)以内といたします。ただし、上記のとおり、譲渡制限付株式報酬制度に係る金銭報酬債権は、原則として、V2020が目標とするSTEP毎の業績達成に向けたインセンティブとして、各STEPの初年度に、当該STEPが対象とする3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しております。よって、実質的には1事業年度35,000株以内の付与になると考えております。

その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)等、本制度により当社の普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定いたします。

なお、2017年度の付与については、V2020が定める2ndSTEPの最終年度に該当することから、1事業年度相当の株式を付与する一方、2018年度の付与については、3rdSTEPが対象とする3事業年度に相当する株式を付与する予定です。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より1年間から4年間までの間で当社の取締役会があらかじめ定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（2）退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社または当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員または使用人の地位を退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（3）業績達成による譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社または当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員または使用人の地位にあったことを条件として、V2020におけるSTEP毎に当社の取締役会があらかじめ設定した、営業利益等の業績目標の達成度に応じて、本割当株式の全部または一部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて、上記業績目標の達成度を踏まえて合理的に調整するものとする。また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間および上記（3）に定める業績目標の達成度を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（5）その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以　上

(提供書面)

事業報告(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績や雇用・所得環境の改善などから緩やかな回復基調が持続しましたが、中国をはじめとする新興国経済の減速懸念や英国のEU離脱問題、米国の経済政策が世界経済に与える影響など、景気の先行きについては不透明な状況が続きました。

当社グループが属する情報サービス業界におきましては、ビッグデータやIoT、人工知能等の分野に大きな注目が集まるほか、クラウドサービスや情報セキュリティ対策の需要拡大などにより、引き続き市場の拡大が続くと見込まれます。また、ソフトウェア開発においても製造業を中心に投資計画は増加傾向であるものの、システムの高度化・複雑化への対応等が人件費・外注費の高騰や開発要員の不足に繋がっており、収益環境は厳しい状況が続きました。

このような状況の中で、当社グループにおきましては、通信業における電力小売自由化案件、官公庁向け開発案件、流通業におけるコンビニエンスストア向け案件の受注拡大に努めた結果、売上高は堅調に推移しました。

その結果、当社グループの売上高は12,899百万円(前期比2.2%増)となりました。また、前事業年度に行った退職給付債務の割引率引き下げ等に伴う未認識数理差異の影響額204百万円により人件費が増加した結果、営業利益は781百万円(同17.7%減)、経常利益は811百万円(同15.5%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は551百万円(同12.3%減)となりました。

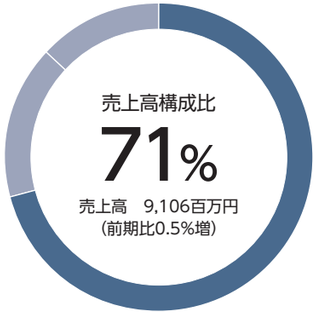
連結業績

売上高	営業利益	親会社株主に帰属する当期純利益
128億円	7.8億円	5.5億円
平成27年度比 2.2%↑	平成27年度比 17.7%↓	平成27年度比 12.3%↓

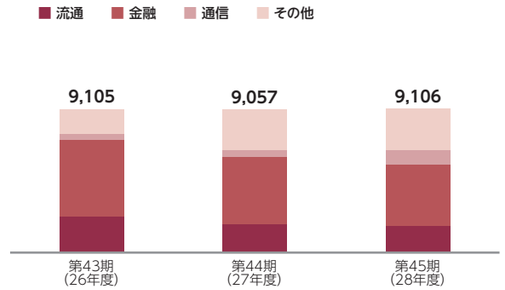
事業の品目別の業績を示すと次のとおりであります。

システムインテグレーション・サービス

通信業における電力小売自由化案件および官公庁向け開発案件の受注拡大により、売上高は9,106百万円(前期比0.5%増)となりました。



売上高推移 (百万円)

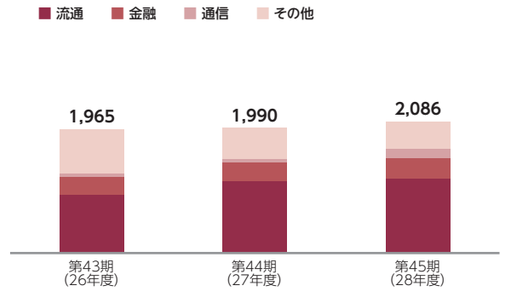


システムアウトソーシング・サービス

流通業におけるコンビニエンスストア向け案件の受注拡大により、売上高は2,086百万円(同4.8%増)となりました。

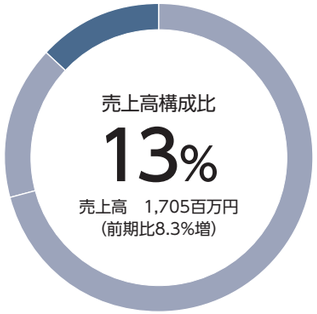


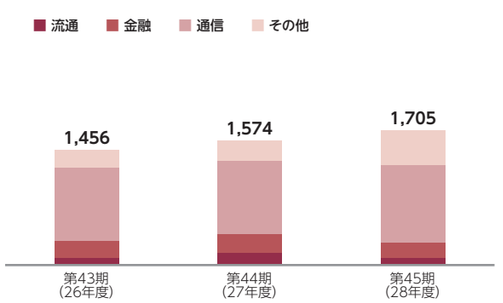
売上高推移 (百万円)



プロフェッショナル・サービス

官公庁向け開発案件の受注拡大により、売上高は1,705百万円(同8.3%増)となりました。





所在地別のセグメントの業績については、CUBE SYSTEM VIETNAM CO.,LTD.、上海求歩申亜信息系統有限公司を連結の範囲に含めておりますが、当連結会計年度において本邦の売上高が、全セグメントの売上高の合計に占める割合の90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

❷ 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

❸ 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額2,600百万円の当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しております。

❹ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

❺ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

❻ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

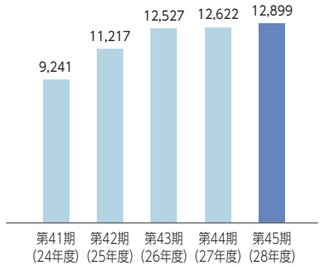
❼ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

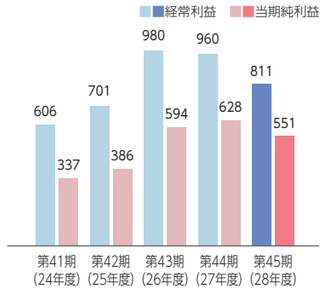
売上高

(単位：百万円)



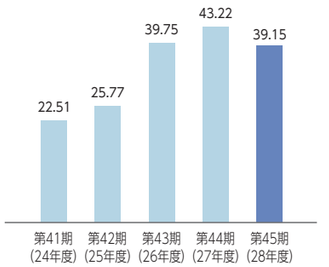
経常利益/親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



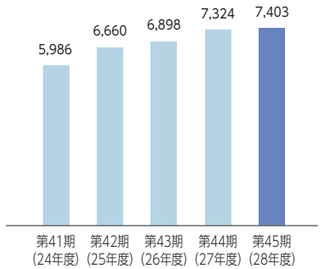
1株当たり当期純利益

(単位：円)



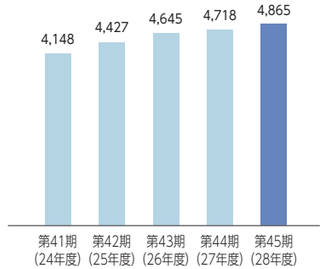
総資産

(単位：百万円)



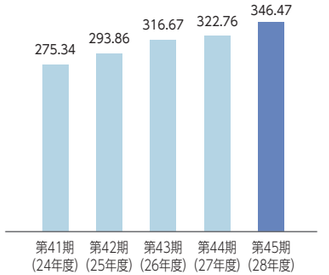
純資産

(単位：百万円)



1株当たり純資産額

(単位：円)



区　分	第41期 (平成24年度)	第42期 (平成25年度)	第43期 (平成26年度)	第44期 (平成27年度)	第45期 (当連結会計年度) (平成28年度)
売上高 (百万円)	9,241	11,217	12,527	12,622	12,899
営業利益 (百万円)	601	664	964	949	781
売上高営業利益率 (%)	6.5	5.9	7.7	7.5	6.1
経常利益 (百万円)	606	701	980	960	811
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	337	386	594	628	551
1株当たり当期純利益 (円)	22.51	25.77	39.75	43.22	39.15
ROE (%)	8.4	9.1	13.2	13.5	11.6
総資産 (百万円)	5,986	6,660	6,898	7,324	7,403
純資産 (百万円)	4,148	4,427	4,645	4,718	4,865
1株当たり純資産額 (円)	275.34	293.86	316.67	322.76	346.47
自己資本比率 (%)	69.0	66.2	67.0	64.1	65.4
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	451	317	503	527	936
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△321	△172	△307	33	94
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△151	△188	△439	△241	△610

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 平成26年10月1日付で1株につき2株の株式分割を行っておりますが、平成24年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、各期の1株当たり純利益および1株当たり当期純資産額を算定しております。
3. 役員報酬BIP信託口が保有する当社株式を、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

❶ 親会社の状況

該当事項はありません。

❷ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社北海道キューブシステム	53百万円	90.9%	コンピューターソフトウェアの開発・販売
CUBE SYSTEM VIETNAM CO.,LTD.	600千米ドル	100.0%	コンピューターソフトウェアの開発・販売
上海求歩申亜信息系統有限公司	4,500千 人民元	95.6%	コンピューターソフトウェアの開発・販売

(4) 対処すべき課題

中長期経営ビジョン≪VISION 2020≫を踏まえ、当社グループは、お客様にご満足いただけるソリューション・サービスを提供し続けるために、以下の課題に取り組み、企業体質および競争力の強化を図り、収益の向上を目指してまいります。

❶ 受注拡大への取り組み

継続的かつ安定的な事業成長を遂げていくためには、既存のシステムソリューション・サービス事業の拡大に加え、海外での事業展開、新規事業を創出していくことが重要であります。当社グループは、既存ビジネスで培ってきた「強み」を活用した事業領域の拡大に努めるとともに、積極的な技術投資を実行し、新たな事業を創出していくことで、受注拡大を図ってまいります。

(1)コアビジネスの拡大

主要顧客に対してアカウントマネージャを任命し、関係性や信頼性の強化に努め、当社担当範囲の拡大に向けた提案活動の強化や新領域での受注拡大に注力いたします。また、当社の技術と業務での強みを活かした提案活動を実施していくことで、新たな大規模案件の獲得、新規顧客の開拓を進め、グループ全体の総合力をもって取引の拡大に注力いたします。

(2)海外事業の拡大

顧客の海外展開時におけるシステムソリューション・サービスの更なる拡充に加え、海外子会社による現地ビジネスの拡大を更に進め、アジアを軸としたグローバルマーケット事業展開に注力してまいります。

(3)新規事業の創出

IoT、AI、ビッグデータといったデジタル化が本格化する技術領域に対し、積極的な技術投資や研究開発を実行するとともに、当社独自の新規事業に係るスタートアップ支援推進プログラムを全社的に強化・推進していくことで提供するサービスメニューを創出し、事業の本格展開と強化を進めてまいります。

❷ 収益性向上への取り組み

当社の属する業界においては、予期せぬ不採算案件の発生に加え、サービスの品質および価格の両面に対する顧客からの強い要請や同業他社との価格競争の激化による収益性の低下が懸念されます。そうした中、技術者の育成と環境の整備はもとより品質向上、生産性の向上に対し、全社横断的な取り組みや提供するサービスに即した取り組みを実施していくことが重要であります。当社グループは、既存のビジネスモデル改革を進めるとともに全社横断組織による品質向上に係る取り組みの強化・推進に加え、人的リソース、培ってきた業務ノウハウの選択と集中による生産性の向上に注力してまいります。

(1)生産性向上

新開発プロセスや作業手順等の標準化はもとより、開発のフレームワークの改善、開発支援ツール、プロジェクト管理ツール等の整備を進めるとともに、エンハンスサービスにおける業務改善や標準化活動等での取組内容の全社共有を図ってまいります。

(2)品質向上

品質・生産性を確保するために各本部におけるプロジェクトのチェック・課題改善・振り返りと、全社横断でのチェック機能の強化に加え、専任組織によるプロジェクト状況の定期的なモニタリングを徹底しております。高難度プロジェクトの与信、見積精度、工程完了基準といったプロジェクトリスクの見える化を実行することで、リスクの早期発見、不採算案件の撲滅および継続的な品質の更なる向上に努めてまいります。

(3)ビジネスモデル改革

当社グループの得意分野であるエンハンスサービスにおいてサービス提供型にビジネスモデル改革を進め、収益力の改善を進めてまいります。加えて、社内の開発環境や国内外の子会社を活用したオフサイト・ニアショア・オフショアモデルを活用し、収益性を高めてまいります。

❸ 人的資本の充実への取り組み

当社グループの属する業界においては、複雑・高度化する技術への対応、人材リソースの不足、同業他社・アジアIT企業との競争激化等の難題を抱えており、当社グループにおきましても人材採用、育成ならびに働き方改革は重要な経営課題と認識しております。当社は、優秀な人材を確保していくための採用力の強化(新卒および中途採用)に注力するとともに高付加価値なサービスを提供し続けるためのより実践的な育成、更には社員一人ひとりの業務に対する改善マインドを醸成し、ワークスタイルの変革や生産性向上を目的とした働き方の改革に注力してまいります。

(1)人材の採用

当社グループのビジョンに向かい、社員と会社がともに成長し、喜びや豊かさを分かち合える優秀な人材を確保することを前提とし、新卒採用については、プロセスの抜本的なイノベーションを継続的に進め採用数の拡大とレベルアップを進めてまいります。中途採用については、市場ニーズに合致した質の高い人材確保のため、グローバル展開を推し進める人材、高度な技術力を備えたITスペシャリスト、上流工程を担えるシステムエンジニア、大規模SIビジネスを担えるプロジェクトマネージャの積極的な採用を実施してまいります。

(2)人材の育成

専門技術研修の更なる拡充や技術投資を積極的に行ってまいります。更に、社員が果敢にチャレンジできる機会を与えていくと同時に、フォロー・サポートのサイクルを継続的に実施していくことで、成長を実感できる「環境」と「仕組み」を構築してまいります。また、多様な働き方を推進すべく女性社員の活躍推進やグローバルで活躍できる人材の育成に努めてまいります。

(3)働き方改革

取締役会直下の統合リスク会議の配下に「働き方改革推進委員会」を新設し、長時間労働の是正に留まらず、ワーク・ライフ・バランスと生産性の向上による持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

これらの3つの課題に対する取り組みを実施し、信頼されるキューブシステムグループとなるべく≪VISION 2020≫の実現に向けて、進めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

- コンピューターソフトウェアの開発および販売
- コンピューターによる事務計算および技術計算の受託
- コンピューターシステムの運営管理の受託

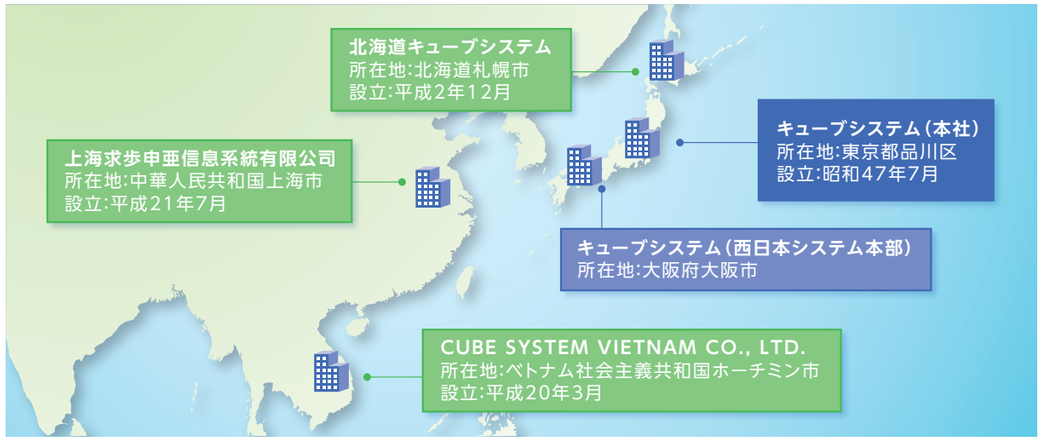
(6) 企業集団の主要拠点（平成29年３月31日現在）

❶ 当社

本　社	東京都品川区
西日本システム本部	大阪府大阪市中央区

❷ 子会社

株式会社北海道キューブシステム	北海道札幌市中央区
CUBE SYSTEM VIETNAM CO.,LTD.	ベトナム社会主義共和国 ホーチミン市
上海求歩申亜信息系統有限公司	中華人民共和国 上海市



(7) 使用人の状況（平成29年３月31日現在）

❶ 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
658(10)名	20名増(増減なし)

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は(　)内に当連結会計年度末における期末人員を内数で記載しております。

❷ 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
513(10)名	10名増(増減なし)	31.9歳	8.8年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は(　)内に当事業年度末における期末人員を内数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	130百万円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	100百万円

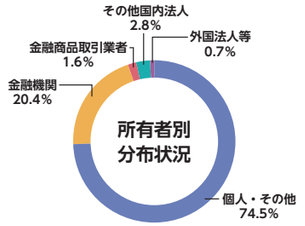
(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年３月31日現在）

❶ **発行可能株式総数**　22,364,000株
❷ **発行済株式の総数**　14,243,882株
（自己株式1,035,958株を除く）
❸ **株主数**　7,950名
❹ **大株主**（上位10名）



株主名	持株数	持株比率
キューブシステム従業員持株会	1,663,256株	11.68%
﨑　山　　收	1,655,740株	11.62%
内　田　敏　雄	403,480株	2.83%
小　貫　明　美	401,400株	2.82%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	348,000株	2.44%
櫻　井　正　次	316,200株	2.21%
佐　藤　俊　郁	300,048株	2.11%
株式会社みずほ銀行	276,480株	1.94%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （役員報酬BIP信託口・75824口）	270,000株	1.90%
株式会社三菱東京UFJ銀行	258,000株	1.81%

（注）1. 当社は自己株式を1,035,958株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
なお、自己株式には「役員報酬BIP信託」導入において設定した日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口・75824口）所有の当社株式270,000株を含んでおりません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

❶ **取締役および監査役の状況**（平成29年3月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役	﨑　山　　收	社長
取締役	内　田　敏　雄	副社長 統合リスク管理担当
取締役	栃　澤　正　樹	専務執行役員 特定顧客担当
取締役	山　岡　一　裕	常務執行役員　V2020推進担当 コーポレートサービス本部長
取締役	飯　田　賢一郎	常務執行役員　V2020推進担当 流通・サービスシステム本部長 CUBE SYSTEM VIETNAM CO.,LTD. Vice President
取締役	関　端　広　輝	アンダーソン・毛利・友常法律事務所　パートナー
取締役	椎　野　孝　雄	
常勤監査役	関　口　昭　茂	上海求歩申亜信息系統有限公司　監事
常勤監査役	小　泉　　滋	株式会社北海道キューブシステム　監査役
常勤監査役	慶　田　一　郎	CUBE SYSTEM VIETNAM CO.,LTD.　監査役

（注）1. 取締役関端広輝氏および取締役椎野孝雄氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役関口昭茂氏、常勤監査役小泉滋氏および常勤監査役慶田一郎氏は、社外監査役であります。
3. 取締役関端広輝氏、取締役椎野孝雄氏、常勤監査役関口昭茂氏、常勤監査役小泉滋氏および常勤監査役慶田一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

❷ 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に取締役（業務執行取締役であるものを除く）または監査役との間で賠償責任を限定する契約の締結を可能とする規程を設けました。

当社と取締役関端広輝氏および取締役椎野孝雄氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

❸ 取締役および監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

区　分	支給人員	報酬等の総額
取締役 （うち社外取締役）	7名 (2)	217百万円 (10)
監査役 （うち社外監査役）	3 (3)	30 (30)
合　計 （うち社外役員）	10 (5)	247 (40)

（注）上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額
取締役5名　42百万円
・当事業年度における株式報酬額
取締役5名　28百万円

❹ 社外役員に関する事項

1.他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役関端広輝氏は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

2.他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・常勤監査役関口昭茂氏は、当社の子会社である上海求歩申亜信息系統有限公司の監事であります。
・常勤監査役小泉滋氏は、当社の子会社である株式会社北海道キューブシステムの監査役であります。
・常勤監査役慶田一郎氏は、当社の子会社であるCUBE SYSTEM VIETNAM CO.,LTD.の監査役であります。

3.当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	取締役会および監査役会における発言状況
取締役 関　端　広　輝	17回中17回	－	取締役関端広輝氏は、主に弁護士として培われた法令に関する専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 椎　野　孝　雄	17回中17回	－	取締役椎野孝雄氏は、主に企業経営および情報産業に関する専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
常勤監査役 関　口　昭　茂	17回中17回	16回中16回	常勤監査役関口昭茂氏は、主に営業的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、ならびに内部統制システムの構築・運用にあたり助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の管理システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
常勤監査役 小　泉　　滋	17回中17回	16回中16回	常勤監査役小泉滋氏は、主に財務的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、ならびに内部統制システムの構築・運用にあたり助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の管理システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
常勤監査役 慶　田　一　郎	17回中17回	16回中16回	常勤監査役慶田一郎氏は、主に事業経営的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、ならびに内部統制システムの構築・運用にあたり助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の管理システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

❶ 名称

有限責任監査法人トーマツ

❷ 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	24百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意の判断をいたしました。

❸ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

❹ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

❶ 経営方針

当社は、以下の経営理念を経営の拠り所とする。

【経営理念】

企業は人によって支えられ人によって繁栄する。

社員はじめ、人々の幸福を保障する為に存続しなければならない。

存続と発展の根源は利益であり、利益は顧客によってもたらされる。

この理念をもって、
“世界に誇れる企業を創り上げる”

また、経営理念を具現化するための経営方針を以下のとおりとする。

【基本方針】

『顧客第一主義』
『重点主義』
『総員営業主義』

❷ 取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営方針に則った「キューブシステムグループ行動原則」の下、企業活動上求められるあらゆる法令・規則等の遵守はもとより、社会規範に則した誠実かつ透明性の高い企業活動を遂行すると定めており、以下を励行する。

1. 当社の経営理念および経営方針の下に、代表取締役が折に触れその志を役職員に伝え、コンプライアンスは経営の基盤をなすものであるとする認識を徹底する。また、コンプライアンス担当役員は、取締役および使用人の法令遵守意識の定着と運用の徹底を図るため、当社グループよりコンプライアンス委員を選任し、定期的に委員会を開催していくと共に、全社横断的な啓発、研修等必要な諸活動を推進する。
2. 当社グループの事業に従事する者からのコンプライアンス上の問題に関する通報に対して適切な処理を行うため、内部通報制度の運用に関する「内部通報取扱規程」を制定するとともに、通報先を社内および社外とする通報等窓口を設置する。是正、改善の必要性がある場合については、すみやかに適切な措置をとる。
3. 前項の通報等を行った者に対し、当該通報を行ったことを理由として不利益な扱いをすることを禁ずる。
4. 内部監査室は、コンプライアンスの状況についての監査を行う。監査を受けた部署に是正、改善の必要性がある場合については、すみやかにその対策を講ずる。
5. 当社は平成18年4月から執行役員制度を導入している。平成27年6月25日より経営の監督と執行の分離を進めるため、当該制度の内容を改定し、業務執行における責任の明確化を図るとともに、社外取締役を選任することにより、取締役会の業務執行に対する監督強化、ならびに意思決定の迅速化による経営の健全性・効率性の確保に努める。
6. 代表取締役、取締役、および当社と委任契約となる執行役員の人事や報酬等に関する決定プロセスにおいて、社外役員の知見および助言を

活かすとともに、透明性および客観性を確保し、コーポレートガバナンス機能の一層の強化を図ることを目的に、独立役員を中心とした任意の委員会である「指名・報酬諮問委員会」を設置する。

7. 反社会的勢力に対して、組織全体として毅然とした態度で臨み、反社会的勢力および団体との取引関係を排除し、その一切の関係を持たない。
8. 当社グループの内部統制システムについての全般的統制を行うため、内部統制委員会を設置する。

（運用状況）

当社グループの全役職員を対象にコンプライアンス研修を年1回実施し、企業倫理遵守の重要性について周知徹底しております。

当社グループの事業に従事する者からのコンプライアンス上の問題に関する通報に対して適切な処理を行うため、「内部通報取扱規程」に基づき内部通報窓口を設置し、是正、改善の必要性がある場合については、すみやかに適切な措置をとっております。

独立役員を委員長とする「指名・報酬諮問委員会」を開催し、役員等に係る報酬の妥当性を審議し取締役会に答申しています。

❸ 取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係わる以下の文書（電磁的媒体を含む）および重要な情報は、法令・定款ならびに取締役会規程、職務権限規程および文書管理規程、その他社内諸規程に従い記録し、保存する。取締役および監査役は、その職務上必要あるときは常時、これらの文書等を閲覧できる。

・株主総会議事録と関連資料
・取締役会議事録と関連資料
・取締役が主催するその他の重要な会議の議事の経過の記録または指示事項と関連資料
・その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

（運用状況）

法令・定款ならびに取締役会規程、職務権限規程および文書管理規程、その他社内諸規程に従い、株主総会議事録、取締役会議事録、その他取締役の職務の執行に係わる文書および重要な情報を記録・保存し、取締役および監査役が職務上必要あるときは速やかに閲覧できる状態にしております。

❹ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「取締役会規程」、「経営会議規程」、「執行役員規程」および「職務権限規程」を定め、業務の遂行は、所定の決裁、承認を得た後に行う。

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係わるリスク管理による経営基盤の強化を図るため、統合リスク会議を設置する。そして、当該会議の配下に、コンプライアンス委員会、内部統制委員会、セキュリティ推進委員会および働き方改革推進委員会を設置する。また、上記の各委員会および当該業務所管部署において、それぞれその所管の対象事項・リスク管理について策定・配布した規則・ガイドライン、マニュアル等の遵守・励行を図り、適宜その周知のための研修を実施する。なお、またこれら規則・ガイドライン、マニュアル等は、適宜見直してその整備を図る。

事業活動に伴うリスクについては、必要に応じ経営会議、統合リスク会議および取締役会で審議し、適切な対策を講じ、リスク管理の有効性の向上を図る。

内部監査室は、各委員会および当該業務所管部署と連携し、各部門のリスク管理体制の有効性についての監査を実施する。これらの結果判明したリスク管理上の問題点を社長に報告する。社長は、重大な改善事項があると認めた場合、被監査部門に対し改善の指示を行う。被監査部門は、改善事項についての改善状況を遅滞なく社長および内部監査室に報告する。内部監査室はその改善状況を必要に応じ監査役会または、経営会議に報告する。

（運用状況）

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係わるリスク管理による経営基盤の強化を図るため、統合リスク会議（年4回開催）を設置しております。さらに、当該会議の配下に、コンプライアンス委員会、内部統制委員会およびセキュリティ推進委員会を設置し、それぞれその所管の対象事項・リスク管理について策定・配布した規則・ガイドライン、マニュアル等の遵守・励行を図り、適宜その周知のための研修を実施しています。

事業活動に伴うリスクについては、必要に応じ経営会議、統合リスク会議および取締役会で審議し、適切な対策を講じ、リスク管理の有効性の向上を図っております。

内部監査室は、各委員会および当該業務所管部署と連携し、各部門のリスク管理体制の有効性についての監査を実施し、監査上判明したリスク管理上の問題点を社長に報告しています。社長は、重大な改善事項があると認めた場合、被監査部門に対し改善の指示を行っております。被監査部門は、改善事項についての改善状況を遅滞なく社長および内部監査室に報告し、内部監査室はその改善状況を必要に応じ監査役会または、経営会議に報告しております。

❺ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

1. 職務権限・意思決定ルールの策定
2. 経営会議（代表取締役、執行役員、子会社を代表する役員を構成員とする）による会社経営全般の重要事項の審議・検討
3. 事業計画策定会議による中期事業計画の策定、中期事業計画に基づく業績目標と予算の設定と、ITを活用した月次・四半期業績管理の実施
4. 営業推進会議および取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施
5. 取締役会全体の実効性について客観的に分析・評価を行い、取締役会の機能向上を図ることを目的に、独立役員を中心とした任意の委員会である「ガバナンス委員会」を設置する。

（運用状況）

当社は、取締役会規程等に基づき、取締役会における決議事項等の意思決定のルールを明確にし、当事業年度においては、取締役会を計17回開催し、所定の事項につき審議しております。また、当社は執行役員制度を導入し、業務執行における責任の明確化を図るとともに、意思決定の迅速化による経営の健全性・効率性の確保に努めております。

ガバナンス委員会により取締役会の実効性に関する評価を実施し、取締役会の実効性が確保できていることを確認しております。なお、結果について開示を実施しております。

❻ 当社および当社グループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

内部統制委員会が当社グループにおける内部統制を総括的に推進・管理する。

また、内部監査室は当社グループの内部監査を実施する。内部監査の結果を内部監査報告書として取りまとめ、社長に提出し、その承認をもって監査結果を経営会議にて報告する。監査結果により是正処理を必要とするものは、被監査部門または被監査会社に対し改善事項の指摘・指導を行う。

内部統制委員会は内部監査室と内部統制に関する協議や情報交換を定期的に行うなど緊密な連携を図る。

「子会社管理規程」により、子会社の経営上の重要事項については当社承認事項または報告事項とする。承認事項は、承認後の実行状況および結果について当社に随時報告しなければならない。

子会社の取締役・監査役は職務執行を通じ、業務の適正性向上を図るとともに、子会社の会議体運営等において情報収集ならびに監督を行う。

（運用状況）

内部統制委員会が当社グループにおける内部統制を総括的に推進・管理を行っております。当該委員会は、内部統制監査を担当する内部監査室と内部統制に関する協議や情報交換を定期的に行うなど緊密な連携を図っております。また、当社取締役会は、毎事業年度、内部統制システムの整備・運用状況について確認しております。

子会社の経営上の重要な事項については、経営会議および取締役会の事務局が適宜実行状況を把握し、規程に従い承認・報告を行っています。

❼ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する組織を経営企画室およびコーポレートサービス本部とするが、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、人数および人選等については、監査役と取締役が協議して決定する。監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の要請に基づき補助を行う際は、監査役の指揮命令に従うものとする。

また、内部監査室が必要に応じ監査業務を補助し、監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。内部監査室の人事（任免、異動、懲戒を含む）については予め監査役会と協議する。

（運用状況）

監査役の職務を必要に応じて、経営企画室およびコーポレートサービス本部が補助するほか、内部監査室が監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告しております。

❽ 取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

1. 取締役は、法令・定款および社内諸規程に従い次に定める事項を監査役会に報告する。但し、監査役が出席した会議で開示、説明された事項は、原則として報告に及ばないものとする。
   - a.当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項
   - b.内部統制システムの運用状況
   - c.毎月の経営状況として重要な事項
   - d.重大な法令・定款違反
   - e.コンプライアンス委員会への通報状況および内容
   - f.その他コンプライアンス上重要な事項
2. 使用人は前項aおよびdに関する重要な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとする。
3. 監査役への報告をした者に対して、不利益な取扱いを行うことを禁ずる。

（運用状況）

取締役および使用人は、法令・定款および社内諸規程に従い、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項等を監査役会に報告しております。なお、監査役への報告をした者に対して、不利益な取扱いを行うことは禁じています。

⑨ その他監査役会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会および経営会議に出席し、また監査役が希望した場合には、その他重要な会議に出席できるものとする。また、代表取締役、社長、監査法人それぞれとの間で定期的または必要に応じ意見交換の機会を設定する。

（運用状況）

重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会および経営会議に出席し、また監査役が希望した事業計画に係る会議に出席し、執行状況を把握しております。また、代表取締役、社長、監査法人それぞれとの間で四半期に一度、または必要に応じ意見交換の機会を設定しております。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、通常の監査費用は予算化するとともに、いわゆる有事の際の費用は監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、所定の手続に従い、これに応じるものとする。監査役が監査役職務の執行にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、専門機関等の外部専門家を自らの判断で起用することができる。

（運用状況）

監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、通常の監査費用は予算化し、有事の際の費用は監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、所定の手続に従い、これに応じています。

⑪ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社グループは金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、全社レベルならびに業務プロセスレベルの統制活動を強化し、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

（運用状況）

当社グループは開示書類の一層の信頼性向上のため、内部統制システムを活用し、計算書類や有価証券報告書等の作成プロセスやその適正性の確認を行っております。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社は、反社会的勢力には毅然として対応し、利益供与は一切行わないことを「コンプライアンス規程」において基本方針として規定し、役員および使用人に遵守させる。

原則全ての新規取引先企業（但し、国有企業をはじめとする一部公的機関等を除く）と反社会的勢力との関係排除について規定した契約書を取り交わし、取引開始前に当該企業集団が反社会的勢力と関係していないことを確認する。

また既存取引先についても、反社会的勢力との関係性がないかにつき、各種データベースを利用し、定期的な確認を実施する。

（運用状況）

当社は、反社会的勢力には毅然として対応し、利益供与は一切行わないことを「コンプライアンス規程」において基本方針として規定し、コンプライアンス研修を実施することで、役員および使用人に遵守させています。

原則全ての新規取引先企業（但し、国有企業をはじめとする一部公的機関等を除く）と反社会的勢力との関係排除について規定した契約書を取り交わし、取引開始前に当該企業集団が反社会的勢力と関係していないことを確認しております。

また既存取引先についても、反社会的勢力との関係性がないかにつき、各種データベースを利用し、定期的な確認を実施しております。

（最終改定　平成29年5月23日）

連結計算書類

連結貸借対照表

（単位：千円）

科　目	前期(監査対象外) 平成28年3月31日現在	当期 平成29年3月31日現在
資 産 の 部		
流動資産	**5,221,694**	**5,549,653**
現金及び預金	2,436,689	2,842,208
売掛金	2,277,795	2,242,332
有価証券	－	200,000
仕掛品	224,322	49,055
繰延税金資産	116,167	103,492
その他	167,308	113,258
貸倒引当金	△589	△693
固定資産	**2,103,085**	**1,853,954**
有形固定資産	**406,938**	**320,582**
建物	318,341	258,800
その他	88,597	61,781
無形固定資産	**3,372**	**3,348**
投資その他の資産	**1,692,775**	**1,530,024**
投資有価証券	1,083,190	911,225
繰延税金資産	84,408	74,499
その他	525,176	544,298
資産合計	**7,324,780**	**7,403,608**

（単位：千円）

科　目	前期(監査対象外) 平成28年3月31日現在	当期 平成29年3月31日現在
負 債 の 部		
流動負債	**1,790,876**	**1,713,470**
買掛金	600,257	626,581
短期借入金	240,000	240,000
未払法人税等	251,337	190,048
賞与引当金	242,379	244,798
役員賞与引当金	51,144	43,200
受注損失引当金	2,147	698
その他	403,609	368,143
固定負債	**815,147**	**824,603**
役員退職慰労引当金	17,605	19,145
株式報酬引当金	42,930	77,692
退職給付に係る負債	396,884	375,088
資産除去債務	130,930	131,624
その他	226,796	221,053
負債合計	**2,606,023**	**2,538,073**
純 資 産 の 部		
株主資本	**4,882,211**	**4,828,844**
資本金	768,978	768,978
資本剰余金	750,832	750,832
利益剰余金	3,781,273	4,125,087
自己株式	△418,872	△816,052
その他の包括利益累計額	**△185,573**	**12,682**
その他有価証券評価差額金	66,623	101,403
為替換算調整勘定	562	△1,908
退職給付に係る調整累計額	△252,760	△86,812
非支配株主持分	**22,118**	**24,007**
純資産合計	**4,718,757**	**4,865,534**
負債純資産合計	**7,324,780**	**7,403,608**

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（単位：千円）

科　目	前期(監査対象外) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	当期 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
売上高	**12,622,672**	**12,899,073**
売上原価	**10,476,193**	**10,913,204**
売上総利益	**2,146,479**	**1,985,868**
販売費及び一般管理費	1,197,015	1,204,853
営業利益	**949,463**	**781,015**
営業外収益	**34,930**	**50,371**
受取利息	9,801	9,270
受取配当金	13,077	10,489
投資有価証券評価損戻入益	－	12,554
会員権評価損戻入益	－	8,090
その他	12,051	9,966
営業外費用	**24,303**	**19,984**
支払利息	2,320	2,036
支払手数料	4,412	4,404
為替差損	3,540	3,899
自己株式取得費用	1,024	4,058
投資有価証券評価損	12,564	－
会員権評価損	－	4,666
その他	441	919
経常利益	**960,090**	**811,401**
特別利益	**108,587**	**－**
投資有価証券売却益	108,587	－
税金等調整前当期純利益	**1,068,677**	**811,401**
法人税、住民税及び事業税	373,188	325,303
法人税等調整額	64,970	△66,884
当期純利益	**630,518**	**552,981**
非支配株主に帰属する当期純利益	1,604	1,664
親会社株主に帰属する当期純利益	**628,914**	**551,317**

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

（単位：千円）

科　目	前期（監査対象外） 平成28年3月31日現在	当期 平成29年3月31日現在
資 産 の 部		
流動資産	**4,825,629**	**5,091,320**
現金及び預金	2,150,740	2,543,092
売掛金	2,160,254	2,110,280
有価証券	－	200,000
仕掛品	213,465	41,666
繰延税金資産	107,972	94,072
その他	193,197	102,208
固定資産	**2,107,109**	**1,894,652**
有形固定資産	**381,276**	**300,459**
建物	297,585	242,721
器具備品	68,162	48,128
土地	1,613	1,613
リース資産	13,914	7,995
無形固定資産	**3,153**	**3,129**
投資その他の資産	**1,722,678**	**1,591,063**
投資有価証券	1,083,190	911,225
関係会社株式	50,000	50,000
関係会社出資金	71,919	71,919
関係会社長期貸付金	12,515	5,828
繰延税金資産	－	27,218
その他	505,053	524,871
資産合計	**6,932,738**	**6,985,972**

（単位：千円）

科　目	前期（監査対象外） 平成28年3月31日現在	当期 平成29年3月31日現在
負 債 の 部		
流動負債	**1,710,699**	**1,598,070**
買掛金	576,088	589,335
短期借入金	240,000	240,000
リース債務	6,025	5,743
未払金	131,050	145,511
未払費用	147,934	106,640
未払法人税等	249,845	178,759
前受金	43,688	24,602
預り金	44,850	44,055
賞与引当金	219,069	220,723
役員賞与引当金	50,000	42,000
受注損失引当金	2,147	698
固定負債	**440,087**	**642,937**
リース債務	8,343	2,600
繰延税金負債	33,004	－
退職給付引当金	18,388	224,691
株式報酬引当金	42,930	77,692
資産除去債務	118,968	119,499
その他	218,453	218,453
負債合計	**2,150,787**	**2,241,008**
純 資 産 の 部		
株主資本	**4,715,327**	**4,643,561**
資本金	768,978	768,978
資本剰余金	750,832	750,832
資本準備金	708,018	708,018
その他資本剰余金	42,813	42,813
利益剰余金	3,614,388	3,939,803
利益準備金	23,700	23,700
その他利益剰余金	3,590,688	3,916,103
別途積立金	125,000	125,000
繰越利益剰余金	3,465,688	3,791,103
自己株式	△418,872	△816,052
評価・換算差額等	**66,623**	**101,403**
その他有価証券評価差額金	66,623	101,403
純資産合計	**4,781,951**	**4,744,964**
負債純資産合計	**6,932,738**	**6,985,972**

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（単位：千円）

科　目	前期（監査対象外） 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	当期 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
売上高	**11,765,978**	**11,814,862**
売上原価	**9,736,219**	**9,946,066**
売上総利益	**2,029,759**	**1,868,795**
販売費及び一般管理費	1,102,265	1,119,036
営業利益	**927,494**	**749,759**
営業外収益	**34,386**	**48,793**
受取利息	380	256
有価証券利息	9,017	9,002
受取配当金	20,317	14,574
会員権評価損戻入益	－	8,090
投資有価証券評価損戻入益	－	12,554
その他	4,671	4,315
営業外費用	**23,221**	**18,052**
支払利息	2,320	2,036
支払手数料	4,412	4,404
投資有価証券評価損	12,564	－
為替差損	2,134	1,902
会員権評価損	－	4,666
自己株式取得費用	1,024	4,058
その他	764	983
経常利益	**938,660**	**780,500**
特別利益	**108,587**	**－**
投資有価証券売却益	108,587	－
税引前当期純利益	**1,047,247**	**780,500**
法人税、住民税及び事業税	363,669	309,255
法人税等調整額	63,623	△61,673
当期純利益	**619,954**	**532,918**

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月15日

株式会社キューブシステム
取　締　役　会　御　中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　坂　東　正　裕　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　斎　藤　毅　文　㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キューブシステムの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キューブシステム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月15日

株式会社キューブシステム
取　締　役　会　御　中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　坂　東　正　裕　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　斎　藤　毅　文　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キューブシステムの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会に出席するほか、その子会社の取締役及び使用人と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、また子会社に赴き、経営管理の状況を把握しました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月16日

株式会社キューブシステム　監査役会

常勤監査役　関　口　昭　茂　㊞

常勤監査役　小　泉　　滋　㊞

常勤監査役　慶　田　一　郎　㊞

（注）常勤監査役関口昭茂、常勤監査役小泉滋及び常勤監査役慶田一郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以　上

（ご参考）

取締役体制（平成29年6月28日付）



後列
- 取締役 飯田　賢一郎
- 取締役 山岡　一裕
- 社外取締役 関端　広輝
- 社外取締役 椎野　孝雄

前列
- 取締役 栃澤　正樹
- 代表取締役 﨑山　收
- 取締役 内田　敏雄

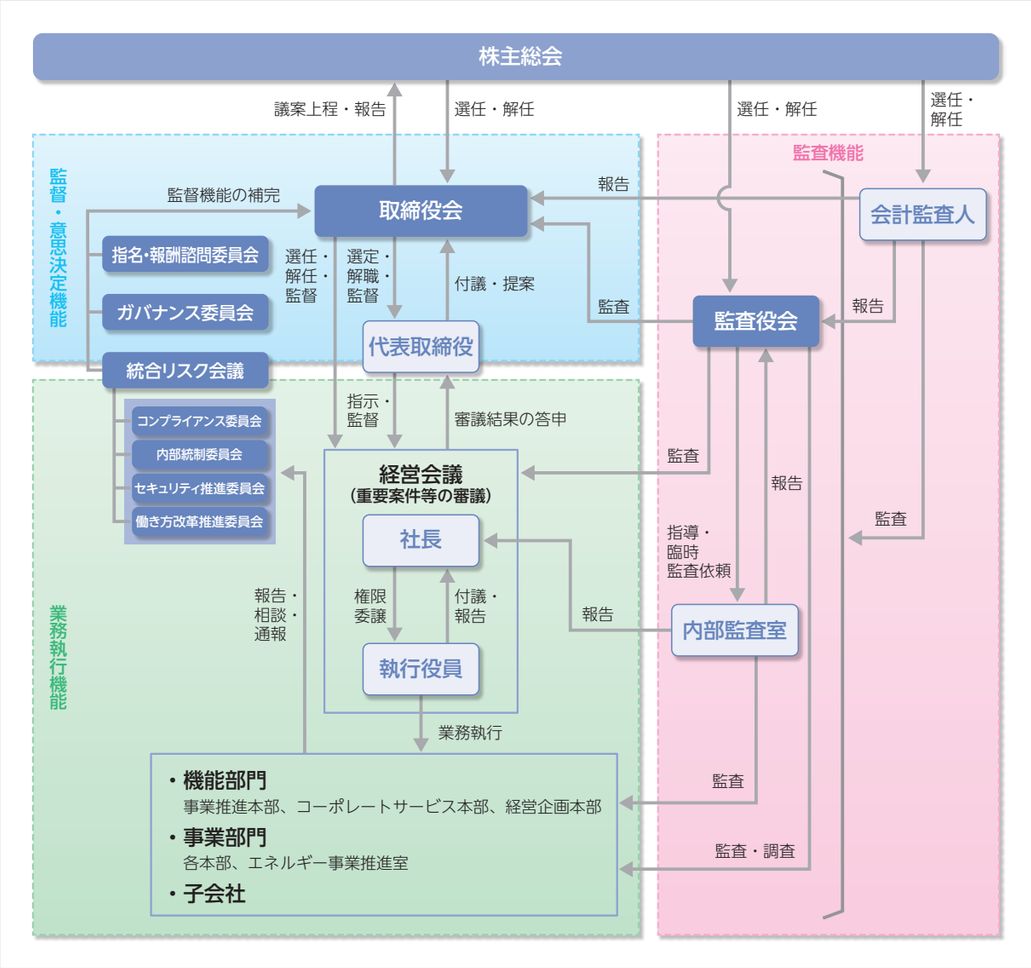
監査役体制（平成29年6月28日付）



- 常勤監査役（候補者） 中井　淳夫
- 常勤監査役 関口　昭茂
- 常勤監査役 慶田　一郎

（ご参考）

平成29年4月1日以降のコーポレート・ガバナンス体制



業務執行体制（平成29年4月1日付）



後列　執行役員　中西　雅洋　／　執行役員　加藤　敏朗　／　執行役員　小髙　実　／　上席執行役員　西村　秀明　／　上席執行役員　名倉　和希　／　上席執行役員　熊谷　謙吉　／　執行役員　斉藤　正晃　／　執行役員　米田　敏

前列　常務執行役員　飯田　賢一郎　／　専務執行役員　栃澤　正樹　／　副社長　内田　敏雄　／　社長　﨑山　收　／　専務執行役員　佐藤　俊郁　／　常務執行役員　山岡　一裕

（ご参考）

会社概要

社名	株式会社キューブシステム
設立	昭和47年（1972年）7月5日
資本金	7億6,897万円
年商	128億円（平成29年3月期、連結）
従業員数	708名（平成29年4月1日現在、連結）
上場取引所	東京証券取引所市場第一部
本社	東京都品川区大崎2-11-1 大崎ウィズタワー
子会社	株式会社北海道キューブシステム CUBE SYSTEM VIETNAM CO., LTD. 上海求歩申亜信息系統有限公司

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月中
上記基準日	毎年3月31日 その他必要があるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めます。
配当金受領株主確定日	毎年3月31日（中間配当を行う場合は9月30日）
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	〒100-8212 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-232-711（フリーダイヤル）
公告方法	電子公告 （当社ホームページ http://www.cubesystem.co.jp/に掲載。） ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

【株式に関するお手続き用紙のご請求について】
特別口座に記録された株式に関するお手続き用紙のご請求は、
以下のお電話ならびにインターネットにより
24時間受け付けておりますので、ご利用ください。
TEL 0120-244-479（フリーダイヤル）
インターネットアドレス http://www.tr.mufg.jp/daikou/

（ご注意）
1. 株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、左記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

メモ

メモ